

議長

農業委員現在数14名、出席14名、欠席0名、よって会議は成立いたしました。
これより令和5年度第9回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第13条の規定により、第11番石川委員さん、第13番鈴木委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回の総会から今日までの日程行事につきまして報告をいたします。

10月26日から27日、令和5年度全国農業員会会長代表者集会、愛知県知立市で行われ加藤会長に出席をいただきました。11月13日、生産緑地の追加指定の現地調査、こちらは市内の生産緑地で加藤会長と町田部会長に出席をいただきました。11月21日、東京都農業会議の第2回臨時総会、第2回事業推進協議会が立川で開催され加藤会長に出席をいただきました。各地区の共進会11月4日、5日三田地区に鈴木委員さん、同じく4日、5日梅郷地区に久保田委員さん、野村委員さんに出席をいただきました。11月18日小曾木地区に新井委員さん、宿谷推進委員さん、11月19日成木地区、高山委員さん、川口推進委員さんに出席をいただきました。11月22日、23日霞地区J A西東京の共進会につきまして加藤会長、石川職代、梅田委員さんにご参加をいただきました。以上です。

議長

以上で報告を終わります。

議長

次に日程4の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件を上程いたします。

それでは、整理番号1番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号5番 久保田です。

委員

整理番号1番について説明します。

11月21日に事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

案内図の通り和田橋を吉野方面に渡りきったところの吉野街道の南側の段丘を占めております。案内図では不正形になっていて南側が切れていますが形は正形の畑です。ここには大根、白菜、エシャレット、小松菜、玉ねぎ、ニンニク等が栽培されておりました。雑草もなく問題なく管理されておりました。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

次に整理番号2番について、梅田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号10番 梅田です。

整理番号2番について説明します。

11月16日 本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用農地

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

地番、地目田、面積

青梅街道の新田山入口の交差点の北側の一団の畑で自宅の裏にあります。ビニールハウス2棟あり、ピーマン、シシトウ、万願寺唐辛子がありました。夏頃はスイカ、キウイ、モロヘイヤ、オクラが作り終えたとのことでした。

地番では白菜、カリフラワー、ブロッコリー、大根を作っていて、空いたところは耕耘してあり全体的に畑として問題なく管理されておりました。よろしくご審議をお願いします。

議長

説明は以上です。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等無いようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」2件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を御説明申し上げます。議案第2号を御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和4年12月24日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、11月16日に梅田委員さんで行いまして、

主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

整理番号 2 番

《証明申請者、主たる従事者、買取申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和 5 年 1 月 1 5 日に亡くなられたため、相続人である さんが生産緑地の買取申出を行うにあたって、生産緑地法第 1 0 条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願いが行われたものでございます。

現地調査でございますが、1 1 月 1 7 日に石川委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番について、梅田委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 1 0 番 梅田です。

整理番号 1 番について説明します。

1 1 月 1 6 日に事務局と現地調査を行いました。地図 3 ページの新町小学校の北の公園の東側にあります。畑ではニンジン、玉ねぎが栽培され空いたところは耕耘してありました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

整理番号 2 番について、石川委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号 1 1 番 石川です。

整理番号 2 番について説明します。

委員

現在この畑には東京都の委託苗木のサツキとサツマイモが栽培されていました。サツキの方は今ちょうど出荷時期ということで、当初植え付けの時は2200本程あったのですが、今現在は500本程に減っていました。来年3月までには、ほぼ無くなるそうです。畑は良く耕作されていることを確認いたしました。よろしくご審議をお願いします

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。
よって、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農業委員会による非農地証明について」3件を上程いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農業委員会による非農地証明について」御説明いたします。
農業委員会による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、山林の様相等を呈しているか、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状態の場合、非農地状態であることを農業委員会が証明するものでございます。宅地以外の非農地証明については、原則農業委員会のみ判断で

非農地の証明を行うことができます。

それでは、整理番号1番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第3号 別紙1》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げ)

議案第3号別紙2は写真撮影方向図となっております。議案第3号別紙3は現況写真になります。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の新井委員と行き、加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

次に、整理番号2番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第3号 別紙4》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げ)

議案第3号別紙5は航空写真となっております。現況写真ですが当該地が山林であるため、現況写真の提出はございません。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると考えます。

なお現地調査は地区担当の宿谷委員と行き、加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

事務局

次に、整理番号3番について御説明いたします。

本件につきましては、《議案第3号 別紙6》のとおり、非農地状態であることについての証明願が、農業委員会に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上げる)

議案第3号別紙7は当該地の航空写真となっております。また、現況写真につきましては、整理番号2番と同様に山林であるため、提出のほうはございません。

申請地は、木が繁茂していて山林の様相等を呈していること、当該地周辺が山林の様相を呈していて、日当たりが非常に悪いことから、青梅市農業委員会の内規にあります「ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当するとして、非農地証明に相当すると思います。

なお現地調査は地区担当の宿谷委員と行い、加藤会長と町田土地部会長には現地の状況について説明しております。

以上でございます、よろしくご審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

所在地は新岩蔵街道の側道の山の斜面の一番植木がある南側のところ
です。ここは昔から山だったのではないかという急坂なところで、地目は畑ということですが現場を見て竹藪でした。

議長

次に整理番号2、3番について、宿谷委員さんの説明をお願いします。

事務局

整理番号2番3番は現地が山林ですので事務局1名で現地調査を行い

ました。今回は航空写真で判断をしていただこうかなと思います。
現場の方は担当委員さんと見られていません。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。
本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業委員会による非農地証明について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件を御説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。

本件につきましては、20年以上にわたり非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。

東京都による非農地証明につきましては、登記地目が畑もしくは田のものについて、20年以上にわたり耕作されていないことが原因で農地の様相でなくなった非農地状態であることを、東京都が証明するものでございます。

事務局

そのため、本案件については、農業委員会の皆様に農地性の有無を御審議してい

ただければと思います。

それでは御説明いたします。

配りしております議案4号別紙1をご覧ください。

こちらは非農地状態であることについての証明願が、東京都に対してあったものでございます。(願出者・地番・面積を読み上)

次に議案第4号別紙2および3を御覧ください。

こちらは写真撮影方向図および現況写真となります。御覧の通り、農地の様相を呈しておらず、長年、住宅の庭および会社の事務所として利用をされておりました。

次に議案第4号別紙4を御覧ください。

こちらは、平成13年12月の航空写真となります。

20年以上前より、該当地に建物が建っており、農地として利用されていなかったことが確認できます。

これらのことにより、長期にわたり、農地として利用されず、現況についても農地性がないことを確認いたしました。

なお、11月21日に新井委員と現地調査を行いまして、非農地状態であることを確認いただいております。また、東京都に対しても事前協議を行い、非農地状態であることを確認いただいております。

以上でございます。

よろしくご審議お願いいたします

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号1番について説明します。

委員

11月21日地主さんと私で現地調査をしました。

申請人は高齢ということで、弟さんが立ち会ったのですが、その人が20年以上前そこで事務所をやっているのを確認しています。事務局に境界のことについて現況がどうなっているのか伺いたいのですが。

事務局

その後 さんから連絡があり測量士の方に依頼して、隣地との境界をはっきりさせようと思いますとのことでご連絡いただいたので、この後測量が入って境界をはっきりすると思います。東京都にはこの案件は送ってあり、現時点では見込みがあるということになっています。法務局で地目変更するときに境界をはっきりした状態でご提出いただけると思います。以上です。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第4号「都知事による非農地証明に伴う農業委員会の農地性の確認について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について（設定）」1件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を御説明いた

します。議案の5ページを御覧ください。

本件は所有権移転を伴う農地転用許可の申請です。

市街化調整区域内の農地であるため、農地転用の許可権者は東京都であり、農業委員会は東京都へ意見書を送付することとなっています。

《議案参照。読み上げ》

次に、《議案第5号 別紙1》の制度概要を御覧ください。

農地転用許可制度では、優良農地の確保のために農地を区分して、農業上の利用に支障が少ない農地への誘導と、転用目的の確認を行っています。

本件については、申請地は第2種農地にあたります。そのため、立地基準として、第3種農地など他の土地では転用が難しいこと、一般基準として、転用に確実性があることや周辺農地に支障が出ないことが求められます。

次に、《議案第5号 別紙2》の意見書(案)を御覧ください。

詳細は後ほど御確認いただければと思いますが、「農地転用に関する許可基準からみた意見」について、裏面を御覧ください。検討事項としては12項目設けられています。

はじめに、「1 農地の区分と転用目的」について、申請農地が甲種農地、第1種農地又は第2種農地である場合において、その農地を申請することがやむを得ないと認められるときはその理由とありますが、こちらは《議案第5号 別紙3》の理由書を御覧ください。現在、譲受人は飯能市のアパートに居住しておりますが、実家のある成木に住宅を建てることで、両親の面倒をみながら、子供や家族も安心して暮らすことができるとの思いで本案件の住宅建築の決断をいたしました。建築地の選定の理由としましては、両親の所有している土地の中で、建築基準法上の接道要件を満たしており、かつ住宅を建築できるだけの面積がある農地が今回の申請地のみだったためです。なお、こちらは農業振興地域内の農用地でありましたが、今年の5月の総会で農家の分家住宅の建築を理由とした、農用地からの除外申請が出ていた土地になります。その後の手続きも順調に進み東京都からの同意も得られたため、9月20日付で青梅市農業振興地域整備促進計画からの除外の告示をいたしました。以上の理由および、転用の目的が農家の分家住宅の建築のため、該当地以外で、代替性はないと認められると考えます。

次に、「2 資力及び信用」について、《議案第5号 別紙4》の資金調達計画書を御覧ください。所要金 円に対し、自己資金と融資金額の合計 円のため資金計画は適当と考えます。

なお、この金額の裏付けとして、それぞれ見積書、口座の残高、融資の事前審査結果通知を」提出をうけております。

次に、「3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」については、妨げとなる権利を持つ者はいないため、該当いたしません。

次に、「4 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、先ほど確認した《議案第5号 別紙5》の土地利用計画図により、確実であると考えます。

次に、「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」について《議案4別紙》の通り都市計画法29条の規定による開発許可の見込みを得ておりますので、適当と考えます。

次に「6 農地以外の土地の利用見込み」については、該当いたしません。

次に、「7 計画面積の妥当性」については、先ほど確認した《議案5 別紙5》の計画図のとおりです。なお事務局および東京都による現地調査においても、計画図の数値と相違ないことを確認しております。以上により、計画面積については、適当であると考えます。

次に、「8 宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性」については、該当いたしません。

次に「9 周辺の農地等に係る営農状況への支障の有無」についてですが、隣接する農地は全て譲渡人の所有で、今後も営農を継続する予定のため支障はないと考えます。

次に、「10 農地の利用の集積への支障の有無」については、申請地は貸借権の設定など農業経営基盤強化促進法にもとづく農用地利用集積計画は作成されていないこと、農業振興地域整備計画において農用地区域への編入予定がないことから、支障はないと考えます。

最後に、「11 一時転用である場合にはその妥当性」および「12 法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」につきましては該当いたしません。

以上により、本件については、転用計画のとおり農地転用することについて、やむを得ないと考えています。

なお、現地調査でございますが、11月16日に高山委員と行き、転用することについてやむを得ないと確認していただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、高山委員さんからの補足説明はなにかございますか。

委員

議席番号9番 高山です。

整理番号1番について説明します。

全て事務局の説明の通りです。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について（設定）」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」3件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」御説明致します。議案の6ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による農用地等貸付希望申出書の提出および、借受希望者より農用地等借受応募書の提出がありました。そのため、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積等促進計画の事前協議がございました。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、この促進計画については農業委員会の意見を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり促進計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

それでは、整理番号1番を御説明いたします。

整理番号1番 議案参照 読み上げ

本案件について、農用地利用集積等促進計画を作成しました。こちらについては議案第6号別紙1を御覧ください。

こちらは新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。

契約期間は2024年1月1日から2028年12月31日までの5年間です。

また、権利の設定には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第6号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

はじめに、第1号「基本方針及び農地中間管理事業規程に適合するものであること」でございますが、水村さんは認定農業者であり、認定農業者等の中核的な担い手への農地の集積として、経営規模の拡大や農地の集約化を図ろうとするものであり、都の基本方針構想及び農業会議の規定に適合するため、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、権利の設定を受ける者の保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、現地調査にて権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれるため、ともに該当すると考えます。

続いて第3号のイとロについては、適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に促進計画を確認いただき同意をもらっております。従いまして全ての権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項各号の要件と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、露地野菜を栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、10月12日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

次に整理番号2番および3番。

これらは、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

《議案参照。読み上げ》

こちら農用地利用集積等促進計画を作成いたしました。

《議案第6号 別紙3および4》の農用地利用集積等促進計画を御覧ください。

それぞれ新規の申し込みとなり、設定する権利は賃借権です。

どちらも契約期間は2024年1月1日から2028年12月31日までの5年間。

こちらについても、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第5項の各要件が満たされていることが求められます。こちらに関しまして、《議案第6号 別

紙5》の調書を御覧ください。先ほどとの変更点といたしまして、次に第2号の口につきまして、カミーノ株式会社は法人のため該当いたしません。

続いて第3号のイとロについて、こちらは第2号の口に該当しない場合がございますが、カミーノ株式会社は役員のうち1名が農作業に常時従事する予定となっております、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれます。現地調査にて役員の方1名に立ち会っていただき、権利の設定を受ける者は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事する旨も確認いたしました。

また、申請地においては、こちら露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、10月12日に町田委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願い致します。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号12番 町田です。

整理番号1番について説明します。

11月12日 申請人、事務局2名と現地調査を行いました。

畑は耕耘してあり来年に向けて堆肥し土づくりをして来年はサツマイモなど露地野菜を計画中だそうです。肥培管理について話をしました。

議長

整理番号2, 3番について、新井委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号8番 新井です。

整理番号2番3番について説明します。

10月12日現地調査を行いました。草がすごく茂ってしまして草刈りを始めた段階で、露地野菜と事務局の説明ですけども果樹いちじく等を植えてあります。露地野菜は土地的に難しいのかなと思います。

地番については小曾木3丁目から青梅ゴルフ場に行く都道左手の場所でミツバチか何かをやっているようです。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

事務局

事務局から補足です。整理番号1番についてですが、さんとさんが貸借を結んでいた土地なのですが、10月31日で18条の合意解約の通知を事務局にご提出いただけましたので、その関係で10月に調査をして、今回11月の総会にかけさせていただきましたので、後ろにずれたという形になります。

整理番号2番3番についてさんとさんは苗字が違うのですが、ご兄弟で畑も隣なので関連したものとして一括でご説明させていただきました。以上です。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13 名]

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案について」3件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

はじめに「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、6件で1ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、3件で2ページに記載されたとおりです。

次に「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、1件で4ページから6ページに記載されたとおりです。

次に「富岡2丁目の営農型太陽光発電設備設置のための農地法第5条第1項の規定による許可申請」については、1件で7ページに記載されたとおりです。事務局より報告があります。

事務局

事務局より報告させていただきます。7月に さんから提出があった営農型発電設備の下部の農地における申請なのですが、前回は排水計画のことでご説明させていただいたのですが、そこからさらに東京都に相談した結果、より強度の強い排水計画の図面に変更した方がよいということで、変更がございましたのでご説明させていただきます。軽微な変更といたしまして7ページの7から10とある営農計画書ですが8ページの下部分の(3)営農に必要な農作業の期間ということで、こちらは今年の10月から定植となっていました。申請が後ろにずれましたので、定植を来年の3月から変更ということで、修正されたものをご提出いただきました。こちらの広い方以外に低圧の狭い農用地のところですが、同様に3月から定植をするようなので合わせてご修正いたします。11ページの防災計画図と書かれたものなのですが、今までの説明ですと畑の一番西側と東側に竹の暗渠や、北側に集水桝を置く計画だったと思うのですが、一新しまして雨水が落ちる所にトレンチを掘って貯水をするということで、水があふれないようにする計画を出していただきました。ただこれだと農作業をするのが大変ということで、そこからさらに変更があり、灰色に塗りつぶされているところですが、こちらに浸水シートを敷いたのちに碎石を入れて、通り道として利用するという計画になっています。こちらは東京都農業振興事務所の方にも見ていただいて、これであれば強度のある排水計画になっているので問題ないと確認をいただきました。ここで問題ないというようでしたら正式に東京都に意見書を農業委員会から出しまして、早ければ年末に許可が出て、来年1月からパネルが設置される予定になっております。以上です。

質疑 委員

浸透柵から地下に雨水を戻すということでしょうか。川に流すということでしょうか。水はけをよくするだけで土地にしみ込ませないのでしょうか。

事務局

自然浸透で考えていまして、仮に大雨が降った場合に溢れてしまい土砂災害がおきしてしまうのではないかと心配されていまして、その際にこういったトレンチをたくさん掘ることによって1時間124ミリの大雨が降った場合でも、1時間3分は耐えられるという、かなり大雨が降っても溢れないという計画になっています。ただ土地の形状により懸念されることがあるのですが、今回の転用の申請に係るというより、元の土地の形状によるものなので、今回の申請では考慮しないで、後々ユーカリなど植物を植えて土砂災害を防いだり、場合によってはここに用水路を作って、用水路組合の方たちと協議をして水を排水させていただくような計画も今後考えていただくという話になっております。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

議長

なお、全員協議会は午後3時20分から開会いたします。